

奈良県告示第三百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成二十八年十二月十六日

奈良県知事 荒井正吾

介護機関の名称又は氏名	介護機関の所在地又は住所	施設又は居宅サービスの種類	指定年月日
J i b u n薬局矢田山	大和郡山市矢田山町五九―二	居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導	平成二十八年十一月十六日
コトブキ薬局王寺店	北葛城郡王寺町王寺二―一〇―一六	居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導	平成二十八年十二月一日
コトブキ薬局樫原店	樫原市石川町八二	居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導	平成二十八年十二月一日
コトブキ薬局八木店	樫原市木原町三一―三五	居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導	平成二十八年十二月一日
阪神調剤薬局上牧店	北葛城郡上牧町服部台	居宅療養管理指導	平成二十八年十

	五 一 二 一 二		
	導 及 び 介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導		
		二 月 一 日	